

令和6年度第2回動物愛護推進協議会 議事概要

議事1 動物愛護推進員の推薦について

【事務局】

さいたま市（以下、本市）の動物愛護推進員は推薦制で、動物愛護ふれあいセンター所長とさいたま市動物愛護推進協議会が推薦を行うことができます。

今回、望月委員から本市北区在住の男性がさいたま市動物愛護推進員に推薦されました。

次頁以降の「さいたま市動物愛護推進員推薦調書」「被推薦者の履歴書」をお読みの上、この推薦に対する賛否について意見書にてご回答ください。

【結果】

8名の委員全員の賛成により、被推薦者を本協議会として推薦することが決定

議事2 本市のペット防災について

【事務局】

ペット防災については、年々その認識が広まっているものの、昨年 of 能登半島地震でも一部でペットの対応について混乱が認められたとの報道が見られ、その主なものは、避難所におけるペットの受入れについてのものでした。

本市では、市内約200箇所の小・中学校を中心とした指定緊急避難所全てで飼い主と共に同行避難したペットを受け入れることとしており「避難所運営マニュアル」でも「ペット同行避難者の受入れと適正なペットの飼養」の項を設けています。また、具体的な対応については避難所運営者向けの「避難所におけるペット対応マニュアル」と市民向けリーフレット「ペットの災害対策」で示しています。

今後、市民のペット防災についての認識をさらに高め、避難所におけるペット受入れの円滑化やペット飼養管理の適正化を災害発生時の避難所に可能な範囲でさらに推進するためのご提案やご意見を意見書にてご提出ください。

【西村会長】

多数の動物、大型動物、危険動物は同行避難の例外の多数とは何を指すのか。また大型動物の定義も明確にする必要がある。

ペットの飼養場所は原則として屋外であり、主にグラウンドや玄関の軒下が飼養場所として定められる。この部分は大多数の飼い主には受け入れられないだろうし、下手をすると炎上する可能性もある。せめて室内にする必要があるし、空調も求められるだろう。全ての避難所を同行避難可としなくても半数とか1/3にしてしっかりした受け入れ体制を作ることも検討することを提案する。

【生活衛生課（事務局）】

「大型」「多数」など文言の明確化につきましては、様々な要因を考慮する必要があるため、環境省のガイドライン等でも必ずしも明確になっていませんが、マニュアル改正の中で検討します。

ペットの飼養場所につきましては、さいたま市地域防災計画でペットの飼養場所を原則として屋外としているため、本マニュアルで変更することはできませんが、本協議会の意見として防災部局に伝えます。

【松本副会長】

人の生活区画とペットの生活区画を区分することは必要だと思います。加えて可能であれば、ペット区画内でもさらに「家族以外の動物とも問題なく過ごせる子」と「家族以外の動物には興奮したり怯えたりしてしまう子」に分けられると良いと思います。家族以外の動物に対して極端に興奮したり怯えたりしてしまう子のエリアではパーテーションや段

ボールなどで周りが見えない環境を作れると良いと思います。避難所のスペースの問題などもあるとは思いますが、同行避難の環境を良くしていく方法のひとつとして提案いたします。

ペットの飼養場所は原則として屋外とありますが、真夏の炎天下や真冬の極寒の中では命の危険があります。台風・豪雨災害を想定した、倉庫や空き教室も飼養場所として定めるだけでなく、避難所が可能な範囲で、屋内を使用することを原則にしていけたら、同行避難の適正化を推進する一助になるかと思います。

【生活衛生課（事務局）】

ペットの特性ごとに区画を分けることにつきましては、ご提案のとおり有効と思います。委員も言及されているとおり避難所で対応可能な範囲で検討することとなると思われますが、防災部門とも協議し、マニュアル改正の参考とします。

ペットの飼養場所を原則屋内とすることにつきましては、さいたま市地域防災計画でペットの飼養場所を原則として屋外としているため、本マニュアルで変更することはできませんが、本協議会の意見として防災部局に伝えます。

【赤澤委員】

特に意見ありません。

【井田委員】

特に意見ありません。

【加藤委員】

動物病院への受診時においてもノーリード・ノーキャリーで来院される飼い主が多く見受けられるため、ペット用品の準備においては積極的な周知徹底が必要と感じる。ワクチン接種やノミ・ダニ・消化管内寄生虫の駆除についても同様。

防災についての詳細な意見交換やシステムの構築は防災対策委員に任せるとするが、ペット用品の準備や予防については日々の生活においても適正飼育につながる意識向上の一端として動物愛護推進協議会からも十分に啓蒙が推奨されるべきと思う。

【動物愛護ふれあいセンター】

市民向けリーフレット「ペットの災害対策」において、備えておくべきペット用品や日頃の健康管理、クレートトレーニング等の基本的なしつけなどについて記載し、周知しています。また、市報にも年に複数回掲載しています。これらに加え、より効果的な周知方法を検討してまいります。

【清水委員】

ペット防災については、朝霞市でも2019年に発生した台風19号の被害を受けた以降、ペット同行避難を市民に周知させるべく、ホームページや広報などに掲載しております。また、朝霞市ペット防災手帳の制作の際には私自身も監修として携わり市民にペット防災を啓発しましたが、未だに市民には周知が行きわたっていないのが現状です。

「さいたま市では、約200箇所の小・中学校を中心とした指定緊急避難所全て飼い主と共に同行避難したペットを受け入れる」とありますが、低地など水害に弱い地域などで大雨の際に避難所を閉鎖せざるを得ない箇所は無いのでしょうか？

災害直後、避難所が開設されるとペットを連れて避難してきた市民と、人のみで避難してきた人との対応で、慌ただしくなることが予想されますが、防災課とふれあいセンターとの連携は取れているのでしょうか？そのあたりの対策を教えてください。

市内の小・中学校にて、各自治会の運営の元、避難所開設訓練は実施していると思いますが、その中でペット同行避難訓練は実施されているのでしょうか？実際に、受付票などを記入したり、人の避難場所とペットの避難場所を確認したり、持参したケージなどにペットを入れて、飼い主がその場を数分間離れる訓練をすると飼い主も運営側も課題が見えてくると思います。

また、犬の散歩中などに発災した場合を想定して、ケージをいくつか市で準備しておくのと散歩バグー一つで避難してきても受け入れられるのではないかと思います。

【生活衛生課（事務局）】

避難所の閉鎖につきまして、防災課に確認の上回答します。水害時におきましては、浸水想定区域内で、浸水深が建物上層階にも及ぶ場合には、開設を行わない避難所があります。また、地震時におきましても、建物の被害状況によっては、開設が困難となる場合も想定されます。

各自治会のペット同行避難訓練につきまして、防災課に確認の上回答します。自治会による避難所運営訓練についてはペットの飼養スペースの確認などを行っていますが、実際にペットを避難所に連れての訓練は実施できておりません。引き続き、ペット同行避難訓練についても実施されるよう、防災部局と訓練内容について協議します。

避難所運営訓練においてケージを市で準備しておくことにつきまして、防災課に確認の上回答します。本市の防災倉庫は発災初期に使用する食糧などの必要最低限の物資を備蓄しており、倉庫のスペースにも限度があることから、ケージを準備することは難しい状況です。ペットの災害対策として、キャリーケースなどを準備するよう周知啓発してまいります。

【動物愛護ふれあいセンター】

各種マニュアルを整備し、日頃から発災時の対応について確認しています。また、防災

課を含めた関係部署と図上訓練を行い、実際に予想される状況への対応を確認するなどしています。

【望月委員】

必要な時に混乱を招かないためにも、避難所「全て」で同行避難出来ることをペット飼養者、飼養していない市民にも知っていただきたいです。

在宅避難が可能であればペットにとって良いので、いずれの避難方法でも日頃の準備が必要なこと及び何が必要なのかを周知していただきたいと思います。例えば、犬の飼養者であれば狂犬病予防注射済票にリーフレットを同封する。他のペット飼養者には動物病院にリーフレットを置いていただく等ご協力をお願いする。市民向けには、広報誌に掲載する、さいたま市防災アプリにペットに関する項目を作る、動物愛護フェスティバルの際に展示や講演等、目に留まる機会を増やしていくのはどうでしょうか。

同行避難の訓練をしておくことも円滑なペット受け入れに役立つと思います。

【動物愛護ふれあいセンター】

ペットの災害対策についてはリーフレットや市報、ホームページ等で周知を行っているところですが、まだまだ市民への浸透が足りていないところであると思います。ご提案いただいた周知方法も非常に有効であると思いますので、今後の普及啓発の参考とさせていただきます。

【吉田委員】

「避難所におけるペット対応マニュアル」について。内容が各方面に配慮が行き届いている、かつ、レイアウトも工夫が施されており、混乱している状況でも活用できる素晴らしいマニュアルだと思いました。些細なものばかりで恐縮ですが、気が付いた点について記します。

・ 13 頁 参考欄

「動物用の連絡なのかわかりにくくなり」「動物用掲示スペース」→「動物用」は、「動物飼い主用」又は「ペット飼い主用」ではないか。

理由：連絡の名宛人は飼い主であり、動物ではないためです。

・ 17 頁

「ペット用持ち出し袋をもって同行避難開始」→「非常用持ち出し袋とペット用持ち出し袋をもって同行避難開始」ではないか？

理由：「災害時には、何よりも人命が優先されます。」（2 頁）とあることから、人間用の避難袋の持参も必要となるため。

・ 21～22 頁

注意点の記載について、他の動物ではトピックを示すのに・（なかぐろ）を用いている

が、犬だけが【】を用いているので、他に合わせる？

- ・ 24 頁

「猫もお散歩できる」の上の改行をトル

- ・ 25 頁「同行避難グッズ例」

避難袋のイラストが文字にかかっているので、調整する。

【生活衛生課（事務局）】

ご提案ありがとうございます。マニュアル改正時に修正いたします。